

平成29年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第4日（平成29年12月20日）

| | |
|--------------|---|
| 議事日程（第4号） | 111 |
| 日程第1 議案第71号 | 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 114 |
| 日程第2 議案第72号 | 土地の取得について…………… 114 |
| 日程第3 議案第73号 | 宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施について…………… 114 |
| 日程第4 議案第66号 | 平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号） 117 |
| 日程第5 議案第67号 | 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）…………… 117 |
| 日程第6 議案第68号 | 平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）…………… 117 |
| 日程第7 議案第69号 | 平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）…………… 117 |
| 日程第8 議案第70号 | 平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）…………… 117 |
| 日程第9 議案第74号 | 平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号） 117 |
| 日程第10 議案第75号 | 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）…………… 117 |
| 日程第11 議案第76号 | 平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）…………… 117 |
| 日程第12 議案第77号 | 平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）…………… 117 |
| 日程第13 議案第78号 | 平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）…………… 117 |
| 日程第14 議案第79号 | 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 117 |
| 日程第15 議案第80号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて…………… 117 |

| | | | |
|-------|-----------------------|--|-----|
| 日程第16 | 議案第81号 | 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて… | 117 |
| 日程第17 | 閉会中の継続調査の申し出について…………… | | 124 |

平成29年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

平成29年12月20日

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第71号 | 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第2 | 議案第72号 | 土地の取得について |
| 日程第3 | 議案第73号 | 宇治田原町営土地改良事業(平成29年災害復旧事業)の実施について |
| 日程第4 | 議案第66号 | 平成29年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第5 | 議案第67号 | 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号) |
| 日程第6 | 議案第68号 | 平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第7 | 議案第69号 | 平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第8 | 議案第70号 | 平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第9 | 議案第74号 | 平成29年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第10 | 議案第75号 | 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号) |
| 日程第11 | 議案第76号 | 平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議案第77号 | 平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第78号 | 平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第79号 | 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第15 | 議案第80号 | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |
| 日程第16 | 議案第81号 | 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて |

日程第17 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-----|-------|----|
| 議長 | 12番 | 田中修 | 議員 |
| 副議長 | 1番 | 谷口重和 | 議員 |
| | 2番 | 松本健治 | 議員 |
| | 3番 | 垣内秋弘 | 議員 |
| | 4番 | 馬場哉 | 議員 |
| | 5番 | 浅田晃弘 | 議員 |
| | 6番 | 原田周一 | 議員 |
| | 7番 | 山本精 | 議員 |
| | 8番 | 藤本英樹 | 議員 |
| | 9番 | 山内実貴子 | 議員 |
| | 10番 | 今西久美子 | 議員 |
| | 11番 | 谷口整 | 議員 |

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

| | | | |
|-------|---|--------|---|
| 町 | 長 | 西谷信夫 | 君 |
| 副町 | 長 | 田中雅和 | 君 |
| 教育 | 長 | 増田千秋 | 君 |
| 総務部 | 長 | 久野村観光 | 君 |
| 健康福祉部 | 長 | 光嶋隆 | 君 |
| 建設事業部 | 長 | 野田泰生 | 君 |
| 教育部 | 長 | 黒川剛 | 君 |
| 総務課 | 長 | 清水清 | 君 |
| 企画財政課 | 長 | 奥谷明 | 君 |
| 税住民課 | 長 | 長谷川みどり | 君 |
| 介護医療課 | 長 | 廣島照美 | 君 |

| | |
|------------|-------|
| 健康児童課長 | 立原信子君 |
| 建設環境課長 | 垣内清文君 |
| プロジェクト推進課長 | 山下仁司君 |
| 産業観光課長 | 木原浩一君 |
| 上下水道課長 | 青山公紀君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 馬場浩君 |
| 社会教育課長 | 岩井直子君 |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 村山和弘君 |
| 庶務係長 | 岡崎貴子君 |

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議案第71号～議案第73号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第1から日程第3、議案第71号及び議案第73号までの3議案を一括議題といたします。

3議案につきましては、12月6日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会委員長、垣内秋弘君。

○総務建設常任委員会委員長（垣内秋弘） 皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました3議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第71号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第72号、土地の取得については、審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、土地の取得価格について、鑑定評価を委託していると思うが、1者もしくは複数者に依頼しているのかとの質疑があり、1者に委託しているとの答弁があったところでございます。また、固定資産評価にかかわる標準地の評価額と比較して高いように思うが、当該土地の取得価格は適正かとの質疑があり、鑑定価格に基づくものであり、適正な価格であると認識しているとの答弁があったところであります。

次に、議案第73号、宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施については、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところでございます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました3議案について、一括して委員長報告に

対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 質疑なしと認めます。

日程第1、議案第71号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第71号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第72号、土地の取得についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。山本君。

○7番(山本 精) 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第72号、土地の取得について、反対の立場から討論を行います。

この町道南北線道路用地の取得は、宇治田原山手線へつなげる必要な道路であると認識しています。今回、土地取得に係る数量は5,783.86㎡、取得予定金額は9,659万1,000円であり、1㎡当たり1万6,700円になります。不動産土地鑑定は1者しか行われておらず、それをそのまま受け入れての土地取得金額になっています。複数の不動産土地鑑定を行うべきであります。

また、今回取得するとしている土地よりも国道に近く、南北線沿いであり、宅地となっている須河車体の土地の評価額が公表されていますが、1㎡当たり7,680円となっています。ここと比較しても高い金額になります。

この議案審査の中で、当局は、土地鑑定額は言えない、鑑定書も資料にない、この土地の固定資産税額も言えない、固定資産税の算定になる地目も言えない等、資料が不十分な中での審査でした。これでは納得できるものではないし、住民にも説明ができません。このような状況でこの金額での土地取得には反対といたします。

○議長(田中 修) 次に、原案に賛成者の発言を許します。浅田君。

○5番（浅田晃弘） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいま議題となっております議案第72号、土地の取得について、賛成の立場で討論を行います。

今回提案されている町道南北線の道路用地取得については、本町が進める新都市創造ゾーンのメイン道路であり、国道307号と都市計画道路宇治田原山手線を結ぶ幹線道路であります。新庁舎をはじめ都市公園、新名神インターチェンジへのアクセスを容易にし、シビック交流拠点の基盤整備の一つとして、先般、道路認定した町道贄田立川線による既存集落への連絡道とともに必要不可欠な道路であります。

また、既成市街地から新市街地へとネットワークされた道路網を形成することは、災害時におけるリダンダンシー効果を発揮するものであり、住民の安心・安全につながるものと確信しております。これからの宇治田原町のまちづくりの上でも非常に重要な道路となるもので、一日でも早い完成を望むところです。

以上のことから、町道南北線道路用地における土地の取得につきまして、賛成いたします。議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第72号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第73号、宇治田原町営土地改良事業（平成29年災害復旧事業）の実施についての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第73号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第66号～議案第70号、議案第74号～議案第81号の委員長

報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第4から日程第16、議案第66号から議案第70号及び議案第74号から議案第81号の13議案を一括議題といたします。

13議案につきましては、12月6日及び12日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、谷口整君。

○予算特別委員会委員長（谷口 整） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、予算特別委員会に付託をされました13議案につきまして、順次、委員長報告を行います。

まず初めに、議案第66号、平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）につきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、まず、公共交通利用推進事業について、趣旨や内容から観光施策の部分が非常に大きいと判断するが、次年度以降の計画を含め、地域公共交通会議での議論はどうなっているのかとの質疑があり、事業者への要望と観光周遊バス運行など、観光施策の実施が路線バスの延伸につながったものと考えているが、地域での利用と観光分野での利用促進を十分視野に入れ、事業展開していきたいとの答弁があったところです。

また、バスの発着となる新田辺駅に本町の観光PRを実施しているのかとの質疑があり、ハートを探す旅のPRポスターを作成し、JR奈良線の主要駅において取り組んでいる。今後は近鉄についても検討していきたいとの答弁があったところであります。

就学援助・奨励事業について、近隣市町の実施状況、新小学校1年生への周知方法についての質疑があり、山城教育局管内において意見交換を実施しており、ほとんどの市町で実施すると聞いている。また、2月の入学説明会において保護者への周知を図りたいと考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第67号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第68号、平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第69号、平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第70号、平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第74号、平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第5号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第75号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第76号、平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第77号、平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第78号、平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第79号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第80号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正す

る条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、財政の厳しい折、他市町においては特別職の報酬を減額しているところもあるが、どう考えるのか。また報酬審は開かれたのかとの質疑があり、報酬審においては、町長等の報酬額について諮問するものであり、期末手当の改正についての報告を行い、意見は伺うが、法改正に基づく改正であることを理解いただきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第81号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました13議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第4、議案第66号、平成29年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第66号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第67号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第67号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第68号、平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第68号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第69号、平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第69号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第70号、平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第70号は委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第74号、平成29年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第74号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第75号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第75号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第76号、平成29年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第76号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第77号、平成29年度宇治田原町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第77号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第78号、平成29年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第78号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第79号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第79号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第80号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。討論ございませんか。今西君。

○10番（今西久美子） ただいま議題となっております議案第80号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、反対の立場から討論を行います。

先日示されました財政シミュレーションによれば、今後、宇治田原町は非常に厳しい財政運営を迫られることとなります。そんな中で、財政力が豊かで不交付団体である久御山町の特別職よりも高額な期末手当をさらに引き上げることについては賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（田中 修） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第80号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第81号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第81号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（田中 修） 日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本案は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、これをもって平成29年第4回宇治田原町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午前10時33分

○議長（田中 修） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（西谷信夫） 平成29年第4回宇治田原町議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月6日に開会されました平成29年第4回定例会が、本日をもって閉会となりましたが、議員各位におかれましては、年末大変お忙しい中にもかかわらず連日にわたりまして本会議や委員会などにご出席をいただき、平成29年度一般会計補正予算案をはじめ、上程させていただきました全ての議案につきまして、慎重な審議の上、原案どおりご可決をいただきましてまことにありがとうございました。

また、今回、常任委員会及び特別委員会で大変ご苦勞を賜りました各正副委員長様に心から厚くお礼を申し上げます。

ご可決をいただきました予算につきましては、今後、適正な執行に努めてまいりますとともに、会期中におけます一般質問や各常任委員会などで賜りましたご意見やご要望などにつきましては、十分検討させていただきます中で、今後の町政の進展に生かしてまいりたいと考えております。

先日、清水寺で1年の世相をあらわすことしの漢字が発表され、北という漢字が選ばれたところであります。この漢字が選ばれた理由には、たび重なる北朝鮮のミサイル発射や核実験の強行、7月の九州北部豪雨等があり、森清範貫主は、北という漢字は2人の人がお互いに背を向けた姿勢をあらわしている。気持ちが通じ合うことが大切。皆が平和に向けて努力しないといけないと述べられました。北朝鮮のミサイル発射に対しましては、非核平和都市宣言をしている本町といたしましても、本年度7回もの抗議声明を発表しているところであり、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を心から願っているところでございます。

さて、国におきましては、先日、与党の来年度の税制改正大綱を決定するなど、平成30年度予算の編成作業が大詰めを迎えております。一般会計の総額は6年連続で過去最大を更新する見通しであるものの、地方交付税におきましては、地方税収の伸びを背景に削減されることが予測されます。

このような状況の中、本町におきましては、平成30年度当初予算編成を行っているところではありますが、財政シミュレーションでお示しさせていただきましたとおり、平成30年、31年度には新庁舎建設事業や宇治田原山手線整備等、投資的経費の大幅な増加が見込まれ、その後は公債費が大きく増加するなど、非常に厳しい状況が続く見通しとなっております。

そのことから、現在策定中の第6次行政改革大綱の着実な推進はもとより、職員一人一人が創意と工夫を凝らし、これまで以上に事業のスクラップ・アンド・ビルド、前例踏襲からの脱却を図り、効率的・効果的な行財政改革、一層の歳入確保への取り組みを強化する必要があると考えているところでございますので、議員各位のご理解、またご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

いよいよ年の瀬、これからますます寒さが厳しくなっていますが、議員各位におかれましては、どうかご自愛をいただきまして、ますますのご活躍をご期待申し上げますとともに、どうかご家族おそろいで輝かしい新年をお迎えくださいますよう心からお祈りを申し上げます、12月議会定例会閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田中 修） ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 原 田 周 一

署 名 議 員 谷 口 整